



集約化の取組を応援します

「林業・木材産業循環成長対策交付金」
～森林整備地域活動支援対策～



小規模・分散している森林を集約化して、一体的に施業などを行うことにより、効率的な林業生産活動につなげていくことが重要です。

この集約化に必要な森林経営計画の作成、森林境界の明確化における情報の収集や現地調査、合意形成などの活動や所有者の探索にかかる費用・経費について森林整備地域活動支援対策で支援します。



支援の対象となる活動 及び 交付金の上限額

森林経営計画作成や森林境界の明確化等に必要となる下記㉗～㉝の活動を行うために必要な調査や資料作成、合意形成活動、活動後のとりまとめなどが支援の対象となります。

交付金の上限額は表の交付単価（国費）に基づいて計算します。



㉗ 森林経営計画作成促進

森林経営計画作成に必要な、森林所有者や施業履歴などの基本的な森林情報の取得、施業量や施業方法を決定するために必要な森林調査、関係者との合意形成をはかるための作業です。

例えば、森林簿や登記簿などから情報を収集・整理する作業や、施業予定地の樹種、樹高、胸高直径などの調査、路網の線形を決定するための調査、森林所有者等への説明会やダイレクトメールの送付、現地案内や森林経営計画案・施業提案書の説明により合意を取り付ける活動が含まれます。



情報の収集・整理



森林調査



説明会

【地域活動の種別及び交付単価】

経営委託（森林経営計画の作成と間伐実施の合意形成）	19,000円/ha
共同計画等（森林経営計画の作成）	4,000円/ha
間伐促進（森林経営計画に基づいた間伐実施の合意形成）	15,000円/ha

不在村森林所有者を対象とした現地立会いや実施者が不在村森林所有者への訪問などを実施する場合は7,000円/haが加算されます。



㉘ 森林境界の明確化

施業実施に当たって、現地の境界（所有者界）が不明瞭となっている地域において、森林所有者などの関係者の立ち会いのもとで、境界の測量を行う作業です。

性能の高い機器を用い基準点等と結合する測量やリモートセンシングデータを用いた境界の測量（森林境界案の作成を含む。）も含まれます。

リモートセンシングデータを用いた境界の測量を行うことで、現地立ち会いを省略できます。



リモートセンシングデータを用いた測量
【森林境界案の作成】



所有者立ち会いのもと境界を明確化

【地域活動の種別及び交付単価】

森林境界の測量 ※1	22,500円/ha
性能の高い機器を用いた境界の測量及び基準点等と結合する測量 ※1	+5,000円/ha
リモートセンシングデータを用いた森林境界の測量	+8,500円/ha
森林境界案の作成 ※2 【令和5年度から支援】	20,000円/ha

※1：不在村森林所有者を対象とした現地立会いを実施する場合は6,500円/haが加算されます。

※2：リモートセンシングデータを用いて境界の位置情報を整理し、地元精通者（第三者）の確認により森林境界案を作成してください。なお、次年度以降、境界案について森林所有者と合意形成を行い、境界を確定してください。



㉙ 森林所有者の探索 【令和5年度から支援】

所有者が不明な森林を対象に、戸籍や住民票等の資料を活用して、所有者の探索・確認を行う作業です。

【地域活動の種別及び交付単価】

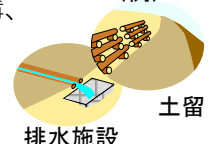
森林所有者の探索及び確認	2,500円/ha
--------------	-----------



㉝ 森林経営計画作成・森林境界の明確化に向けた条件整備

「森林経営計画作成促進」及び「森林境界の明確化」の地域活動を進める上で必要となる既存路網（対象森林に到達する作業路網を含む。）の簡易な改良（木製の横断溝、土留、洗い越し等）に対して支援します。

路網の改良
(例)



排水施設

【地域活動の種別及び交付単価】

上記㉗㉘の活動を実施するために必要な既存路網の簡易な改良	20,000円/ha
------------------------------	------------

※地方公共団体（都道府県・市町村）が国の交付金と連携して一体的に交付金の交付を行う場合もあります。交付額については森林が所在する市町村の林務担当者にお尋ねください。

支援の対象者について（交付対象者）

支援の対象となる活動を実施しようとする市町村、森林所有者、森林組合、事業体などが対象となります。なお、活動を実施するためには、まず、活動を行う森林や活動期間などを定めた実施計画書を作成し市町村長と協定（3年間を限度）を締結する必要があります（市町村は、実施計画書）。

活動メニューと対象となる森林について

支援は4つの活動メニューに分かれており、支援内容によって活動対象にできる森林が異なります。

活動メニュー	支援内容	活動対象にできる森林
森林経営計画作成促進	【経営委託】 森林経営計画作成と計画期間における集約化間伐実施の合意形成活動を行う場合は、それらの活動に併せて支援します。	森林経営計画が作成されていない森林 （計画期間の終了が見込まれる森林にあつては、計画期間の最終日が属する前年度から対象）
	【共同計画等】 森林経営計画を作成するために必要な活動を支援します。	
	【間伐促進】 森林経営計画の計画期間内において、集約化間伐実施の合意形成するために必要な活動を支援します。	森林経営計画が作成されている森林 （「経営委託」により実施した森林を除く。）
森林境界の明確化	森林境界の測量に必要な活動を支援します。 （森林境界案の作成を含む。）	森林境界が不明瞭な森林
森林所有者の探索	戸籍や住民票等の資料を活用し森林所有者の探索・確認に必要な活動を支援します。	森林所有者が不明な森林
森林経営計画作成・森林境界の明確化に向けた条件整備	森林経営計画作成、森林境界の明確化を進める上で必要となる既存路網の簡易な改良を支援します。	上記「森林経営計画作成促進」・「森林境界の明確化」の対象森林

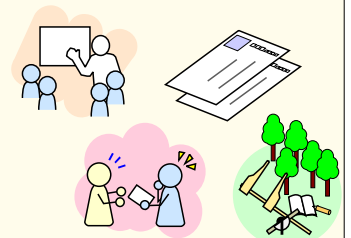
「活動にかかった経費」に含めることができるもの

活動に要した人件費、燃料費、通信運搬費、会議室・機械器具の借料などを含めることができます。

交付対象者本人や従業員などが活動を実施した場合についても、労務費を人件費の中に含めることができます。

また、適切な計算手法に基づいて、地域活動分として算出した一般管理費も含めることができます。

地域活動にかかった費用の証拠書類として出役簿、領収書、費用計算書などの整備・保存が必要です。

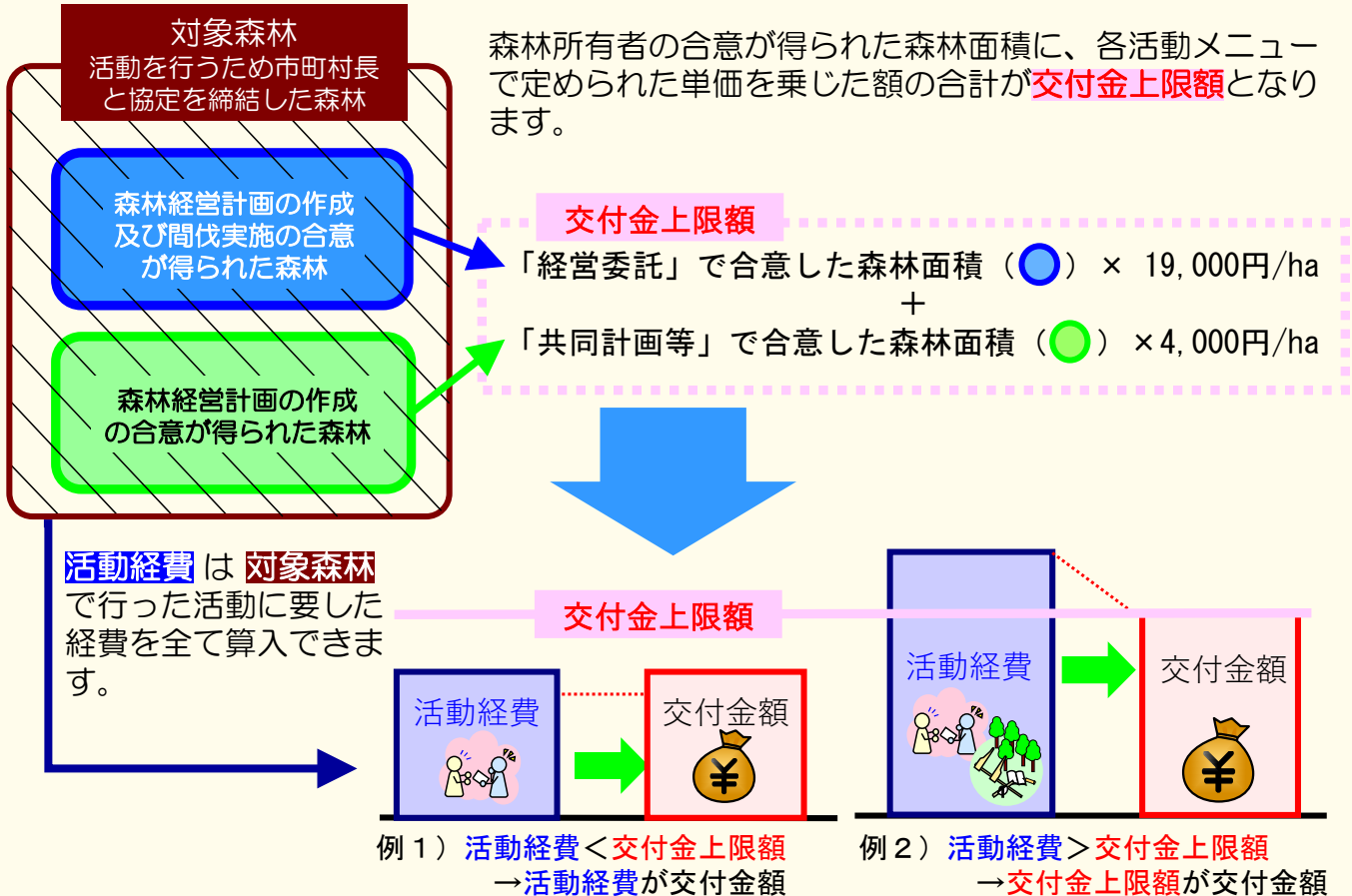


交付金額について（国費のみを記載）

活動の対象となる森林内で行った対象活動にかかった経費（活動経費）を、各活動メニューで定められた交付金の上限額の範囲内でお支払いします。

○活動経費と交付金上限額の計算例について

「経営委託」と「共同計画等」を同時に活動を行う場合



手続きについて

交付金の交付までの流れは次のとおりです。

- 市町村と対象森林、地域活動として取り組むべき事項、協定の期間等について定めた協定を締結します。
- その協定に基づき活動を行います。
- 活動実施後、活動の実施状況等に関する報告書を市町村に提出します。
- 市町村において報告書の内容を確認した後、交付金が支払われます。

① 市町村長と実施計画書による協定を締結

② 活動実施

③ 活動実施結果の報告

④ 交付金の交付

【詳しくは、こちらまでご相談ください】

- 市町村、都道府県の林務担当
 - 林野庁森林整備部森林利用課森林利用指導班（TEL:03-3501-3845）
- ホームページもご参照ください（http://www.rinya.maff.go.jp/j/sin_riyou/koufukin/index.html）

